

職員の給与の男女の差異の情報公表（令和7年度実績）

特定事業主名： 秩父市

1. 全職員

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.8%
全ての職員	64.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	89.9%
本庁課長相当職	90.8%
本庁課長補佐相当職	98.3%
本庁係長相当職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.8%
31～35年	93.9%
26～30年	94.9%
21～25年	90.0%
16～20年	90.4%
11～15年	85.7%
6～10年	91.6%
1～5年	80.1%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報について

全職員のうち、会計年度任用職員の占める割合が男性は7.46%、女性は34.55%と乖離しているため、任期の定めのない常勤職員と比較して全職員の男女の給与の差異が大きくなっています。